

薬食発1117第17号
平成26年11月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）並びに毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の輸入監視については、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について」（平成25年4月22日付け薬食発0422第3号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧通知」という。）により実施されているところであるが、今般、輸入手続きの一層の明確化を図るため、別添のとおり「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領」を定め、平成26年11月25日から実施することとしたので通知する。

また、本件の実施における「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領」については、別添参考のとおり財務省関税局長宛て通知済みであることを申し添える。

なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止する。ただし、旧様式にての提出は、平成27年3月末まで書類の提出を妨げるものではない。

